

**女性活躍推進法に基づく
周南市特定事業主行動計画**

平成28年4月1日

周 南 市

周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

周 南 市 長
周 南 市 議 会 議 長
周 南 市 教 育 委 員 会
周 南 市 選 挙 管 理 委 員 会
周 南 市 代 表 監 査 委 員
周 南 市 公 平 委 員 会
周 南 市 消 防 長
周 南 市 農 業 委 員 会
周 南 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者
周 南 市 モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 管 理 者

はじめに

女性の社会進出が進む中で、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性の希望に応じて、個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる環境整備を進めることが示されました。

また、女性活躍推進法第15条の規定に基づき、地方公共団体においては、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画）の策定が義務付けられたところです。

本市においても、近年、職員数は減少傾向にありますが、全職員数に対する女性職員の比率は増加傾向にあり、平成27年4月1日時点において、その比率は33.3%と、全職員の1/3にまで増加してきており、女性職員の活躍が市の業務の着実な推進にとって、不可欠なものとなってきています。

こうしたことから、本市の女性職員の活躍を組織全体で推進し、女性職員がいきいきと活躍できる職場づくりに向けて、本計画を策定するものです。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

女性活躍推進法は、平成38年3月31日までの時限立法となっていますが、本計画はその前半の5年を計画期間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の目的達成に向けた庁内組織を設け、年度毎に本計画に基づく取組みの実施状況や数値目標の達成状況の点検・評価等について協議するとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

また、取組内容や状況等を職員に広く周知し、本計画の啓発に努めます。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

(1) 【採用について】

対 象	目 標
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度から平成 32 年度までの間、採用試験の女性受験者数を毎年度 2 人以上にします。・平成 33 年度当初までに、消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成 27 年度当初の 1.5% から 2.5% 以上にします。

※消防本部：対象とする職員は消防長が任命する職員

(2) 【配置・育成・登用について】

対 象	目 標
全体	<ul style="list-style-type: none">・平成 33 年度当初までに、課長級の職員に占める女性の割合を、平成 27 年度当初の 4.6% から 10.0% 以上にします。・同様に係長級の職員に占める女性の割合を平成 27 年度当初の 24.2% から 35.0% 以上にします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3. で掲げた数値目標の達成に向けて、次に掲げる具体的な取組を推進します。

(1) 【採用について】

対 象	取 組
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報します。

(2) 【配置・育成・登用について】

対 象	取 組
全体	<ul style="list-style-type: none">・男女を問わず適材適所の職員配置に努めるとともに、女性職員については、管理部門や事業部門等の多様な職務やポストに積極的に配置し、職域の拡大に努めます。・女性管理職のロール・モデルの紹介や交流等を通じて、管理職等を身近に感じ、職務に対して将来をイメージできる環境づくりに努めます。・消防本部については、女性職員を警防・予防・総務担当等、多様なポストへの積極的な配置に努めます。・係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を進めます。・男性職員と同様に女性職員においても研修機会を確保し、多様なキャリア形成を支援するため、短期の企画・政策力等の向上に資する研修はもとより、中長期の外部研修(自治大学校、市町村アカデミー等)についても積極的に派遣します。